

第4次平群町障がい者計画
第6期平群町障がい福祉計画
第2期平群町障がい児福祉計画

令和3年3月

平 群 町

はじめに



少子高齢化や人々の暮らしの変化を背景とし、障がい者の重度化・高齢化に伴う多様化する障がい者の暮らしに対する取り組みが喫緊の課題であり、国においては、障がいの有無にかかわらず、互いに人権と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく社会の実現に向け、地域における包括的な支援体制の構築をはじめ、様々な施策が進められているところです。

また、全ての子どもが健やかに成長できるよう支援するために、子どものライフステージに対応した切れ目のない、きめ細やかな支援を提供することや保護者をはじめ、家族全体を包括的に支援する視点での取り組みが重要となっております。

平群町においては、平成30年3月に、“地域の力で支え合う 安心と笑顔のまち へぐり”を基本理念とした「第4次平群町障がい者計画、第5期平群町障がい福祉計画及び第1期平群町障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策を推進してまいりました。

今般、現計画で進めてきました考え方を継承し、コロナ禍における社会情勢も踏まえつつ、新たに「第4次平群町障がい者計画、第6期平群町障がい福祉計画及び第2期平群町障がい児福祉計画」を策定し、更なる共生社会の実現に向けて、あらゆる障がい福祉施策に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました平群町障害福祉施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に深く感謝申し上げます。

令和3年3月

平群町長 西脇 洋貴

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象	4
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
6 障がい福祉をめぐる国・県の動向	5
第2章 現状と障がい者計画の中間評価	9
1 障害者手帳の交付状況	9
2 特別支援学級在籍児の状況	12
3 障がい者計画の中間評価	13
第3章 基本理念と基本方針	18
1 基本理念	18
2 基本方針	19
第2部 第4次平群町障がい者計画（中間評価）	20
第1章 計画の体系図	21
第2章 施策・事業の展開	22
1 一人ひとりが主体となって、みんなで支え合う地域をつくる	22
2 いつも安心できる生活環境と支援体制をつくる	28
3 いつまでも地域で暮らせる途切れない支援の仕組みをつくる	35

第3部	第6期平群町障がい福祉計画	41
第1章	成果目標	42
1	第5期障がい福祉計画の成果目標の達成状況	42
2	第6期障がい福祉計画の成果目標と活動指標	46
第2章	障がい福祉サービスの利用見込み	52
1	障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み	52
2	地域生活支援事業の利用状況と利用見込み	57
第4部	第2期平群町障がい児福祉計画	68
第1章	成果目標	69
1	第1期障がい児福祉計画の成果目標の達成状況	69
2	第2期障がい児福祉計画の成果目標と活動指標	70
第2章	利用状況と利用見込み	72
1	障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み	72
第5部	計画推進のために	74
第1章	計画の推進	75
1	計画の推進体制	75
2	進捗管理	76
資料編		77
1	平群町障害福祉施策推進協議会設置要綱	78
2	平群町障害福祉施策推進協議会委員名簿	80

第1部

総論



計画策定にあたって

Ⅱ 1 計画策定の趣旨

(1) 第4次平群町障がい者計画の見直し

本町では、平成24年3月に「地域の力で支え合う 安心と笑顔のまち へぐり」を基本理念とした、第3次平群町障がい者計画（平成24～29年度）を策定しました。

その後、第3次平群町障がい者計画が平成29年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向性や障がいのある人やその家族のニーズを踏まえるとともに、基本理念を継承しつつ、計画の進捗状況等により計画の見直しを行い、平成30年3月に、第4次平群町障がい者計画（以下「第4次障がい者計画」という。）を策定しました。

今回、第4次障がい者計画の中間期間となることから、現段階における評価を行い、見直しを行いました。

(2) 第6期障がい福祉計画

本町では、平成30年3月に、障害福祉サービスの提供体制の確保及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）に基づく業務の円滑な実施に関する計画として、第5期平群町障がい福祉計画（平成30～令和2年度）を策定し、障がい福祉施策を進めてきました。

今般、第5期平群町障がい福祉計画が令和2年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向性や障がいのある人やその家族のニーズや課題及び第5期平群町障がい福祉計画の進捗状況を踏まえた計画の見直しを行い、第6期平群町障がい福祉計画（以下、「第6期障がい福祉計画」という。）を策定します。

(3) 第2期障がい児福祉計画

本町では、平成30年4月に施行された改正児童福祉法に基づき、平成30年3月に、障がい児通所・入所支援等のサービスの提供体制を計画的に確保するために障がい福祉サービスの提供体制の確保するための計画として、第1期平群町障がい児福祉計画

(平成30～令和2年度)を策定し、障がい福祉施策を進めてきました。

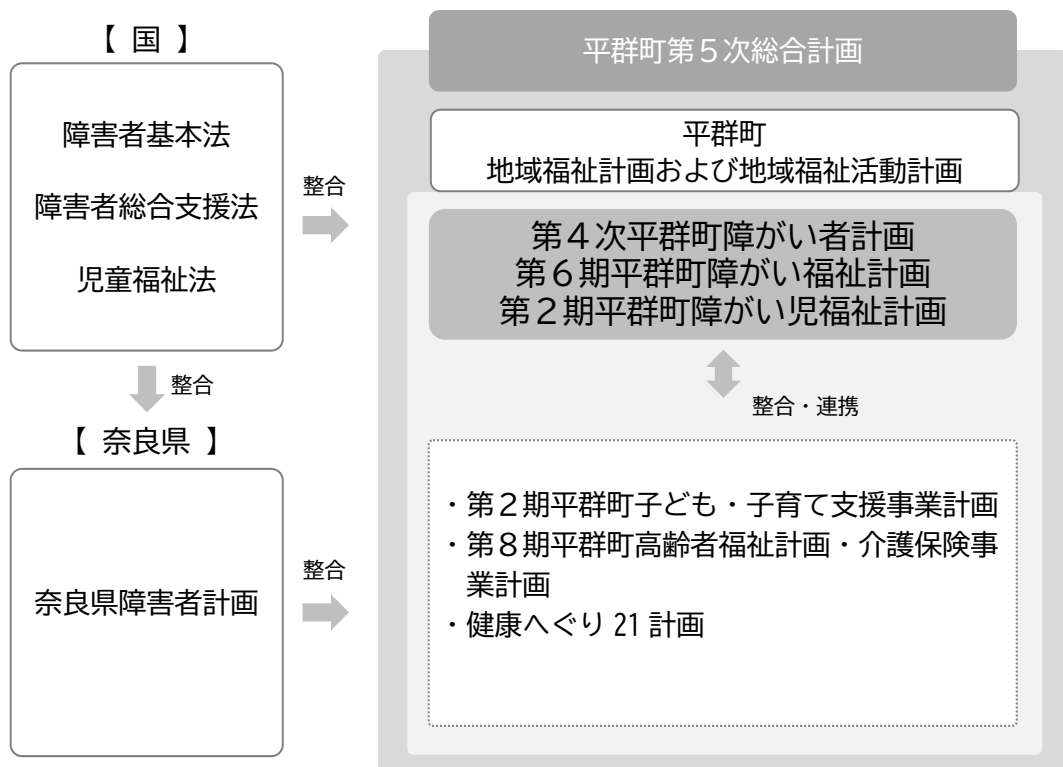
今般、第1期平群町障がい児福祉計画が令和2年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向性や障がいのある人やその家族のニーズや課題及び第1期平群町障がい児福祉計画の進捗状況を踏まえた計画の見直しを行い、第2期平群町障がい児福祉計画(以下、「第2期障がい児福祉計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

第4次障がい者計画は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町(行政)が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

これらの計画は、国の基本指針及び奈良県が策定した関連計画や町が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。



|| 3 計画の対象

障害者基本法第2条に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を対象とします。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条」に基づく治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者及び障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児）を対象とします。

|| 4 計画の期間

第4次障がい者計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間で計画期間としており、その中間年度となる令和2年度に中間評価を行いました。

また、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間で計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第4次障がい者計画					
		中間評価			
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画			第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画		

|| 5 計画の策定体制

幅広い関係者の参加による計画策定体制とするため、学識経験者、サービス事業者、福祉関係者、住民代表からなる平群町障害福祉施策推進協議会により計画内容の審議を行いました。

Ⅵ 障がい福祉をめぐる国・県の動向

(1) 国の基本計画

障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

<基本的方向>

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取り組みを着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

<総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取り組みの推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取り組みの推進

(2) 関係法の動向

① 関連法の制定・改正

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正
（平成29年）

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正
（平成30年）

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障がい者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

ウ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・障がい等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取り組みや、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障がい者の雇用の促進等に関する取り組みの実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

- ・視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された

(3) 障がい福祉計画の見直しのポイント

① 基本指針の見直しの主なポイント

ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する
- ・依存症に対する誤解や偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関や医療機関への周知及び整備、自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取り組みを促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める

エ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制の構築に取り組む
- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある

オ 発達障がい者等支援の一層の充実

- ・発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- ・発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

カ 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・障がい児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む
- ・重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する

キ 障がい者による文化芸術活動の推進

- ・障がい者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る
- ・視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する

ク 障がい福祉サービスの質の確保

- ・多様となっている障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかを情報収集するなどの取り組みについて、基本指針に盛り込む

ケ 福祉人材の確保

- ・提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある
- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である
- ・関係団体等からの提供体制の確保や人材確保の要望が多くあることから、基本指針に盛り込む



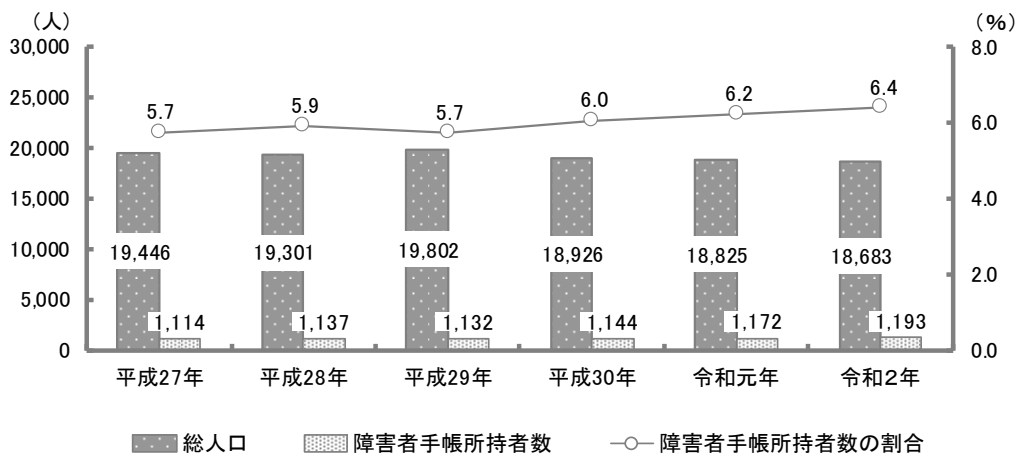
現状と障がい者計画の中間評価

1 障害者手帳の交付状況

(1) 人口、障害者手帳所持者数の推移

本町の総人口は、令和2年9月末日現在18,683人で、減少傾向にあります。

障害者手帳所持者数は、令和2年9月末日現在1,193人で、増加傾向にあり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合も6.4%と増加傾向にあります。

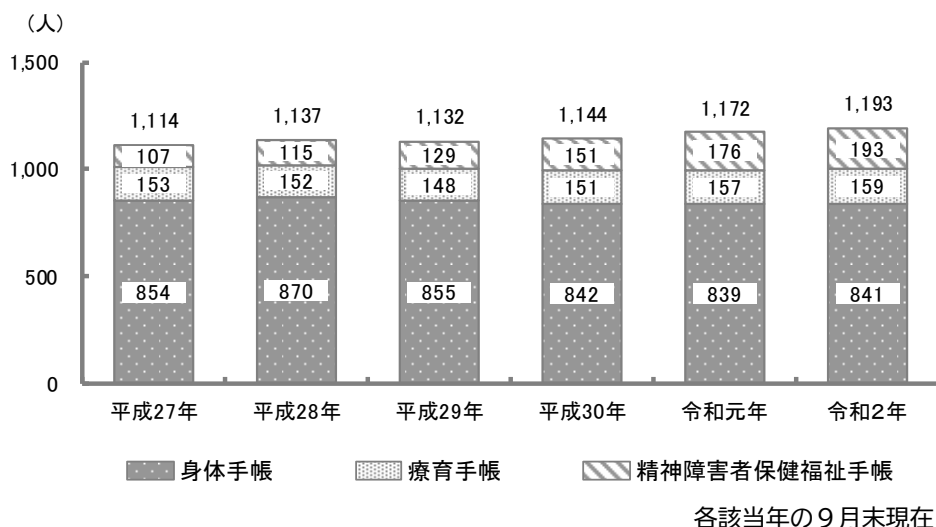


各該当年の9月末日現在

(2) 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばい状態で、令和2年9月末日現在841人となっています。

また、療育手帳所持者数は僅かながら増加傾向にあり、令和2年9月末日現在159人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和2年9月末日現在193人となっています。



(3) 年齢別障害者手帳交付状況（令和2年9月末現在）

年齢別障害者手帳交付状況をみると、身体障害者手帳所持者では、年齢が高くなるにつれ多くなり、特に70歳以上で全体の72.5%を占めています。

療育手帳所持者数では、10～19歳で最も多くなっており、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、40～49歳で最も多くなっています。

単位：人

	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
身体障害者手帳	3	10	14	15	32	46	111	610	841
療育手帳	7	41	37	25	24	15	8	2	159
精神障害者保健福祉手帳	1	4	20	27	45	44	25	27	193

(4) 障害者手帳交付状況

①身体障がい者の障がい部位別（令和2年9月末現在）

肢体不自由が最も多く、433人と全体の51.5%を占めています。ついで内部障がい者が287人と全体の34.1%を占めています。

	視覚	聴覚平衡	音声	肢体不自由	内部障がい	計
交付人数（人）	49	64	8	433	287	841
交付割合（%）	5.8	7.6	1.0	51.5	34.1	100.0

②令和元年度新規交付者の障がい部位別年齢別状況

令和元年度新規交付者の障がい部位別年齢別状況を見ると、内部障がい者が46人と最も多く、ついで、肢体不自由の33人となっています。

単位：人

	0～ 9歳	10～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	計
視覚						1		1	5	7
聴覚					1	1	1		4	7
言語・咀嚼									1	1
肢体不自由	1			1	2	1	4	5	19	33
内部障がい					1		1	7	37	46
合計	1			1	4	3	6	13	66	94

③療育手帳所持者の等級別（令和2年9月末現在）

療育手帳所持者の等級別を見ると、B（中軽度）が92人、A（重度）が67人となっています。

単位：人

	18歳未満	18歳以上	計
A（重度）	9	58	67
B（中軽度）	30	62	92
計	39	120	159

④精神障害者保健福祉手帳の等級別（令和2年9月末現在）

精神障害者保健福祉手帳をみると、2級が99人、3級が49人となっています。

単位：人

	1級	2級	3級	計
交付人数（人）	28	99	49	176
交付割合（%）	15.9	56.3	27.8	100.0

|| 2 特別支援学級在籍児の状況

特別支援学級在籍児の状況をみると、令和2年度で小学校における特別支援学級在籍児が50人となっており、増加傾向にあります。

中学校における特別支援学級在籍児は平成29年増加に転じましたが、それ以降は、ほぼ横ばいであり、令和2年度は17人となっています。

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	47	39	36	38	46	50
中学校	18	18	20	18	18	17

当該年度の5月末現在

3 障がい者計画の中間評価

「第4次障がい者計画」では、3つの基本方針を定め、この基本方針の達成に向け、基本施策と取組内容に基づき、障がい福祉施策を展開してきました。

ここでは、取組内容ごとに評価を実施し、その結果と主な課題について整理しました。

- 評価方法：A：計画通り事業を実施できた
 B：ほぼ計画通り事業を実施できた
 C：事業を実施できなかった
 D：事業廃止

基本方針1 一人ひとりが主体となって、みんなで支え合う地域をつくる

基本施策	取組内容	取組項目	評価（取組担当課数）
1 人権の尊重・権利擁護 <取組内容> P22～23	①人権の尊重	啓発	B（1）
		相談	B（2）
		学習機会の提供	A（1）
	②権利擁護	成年後見制度の周知と利用支援	B（1）
		日常生活自立支援事業	A（1）
		障がい者虐待防止対策	B（1）
		障がい者差別防止対策	B（1）
	③障がいや障がい者への理解の促進	広報等の活用	B（1）
		行政出前講座	A（1）
		小中学校での取り組み	A（1） B（1）
		こども園での取り組み	A（2）
	④交流機会の拡充	スポーツを通しての交流	A（1）
		障がい福祉事業所等の地域開放の促進	B（1）
2 相談・情報提供 <取組内容> P24	①相談支援	地域生活支援拠点の整備	B（1）
		相談支援体制の充実	B（1）
		民生委員やボランティアによる相談支援	A（1）
	②情報提供	あすなろの発行	A（1）
		広報・ホームページの充実	B（1）
	民生児童委員や障がい者団体への情報提供	A（1）	
3 地域の支え合い <取組内容> P25	①支援者の養成、育成	ボランティア活動の養成、育成	A（1）
		民生委員・児童委員等の活動支援	A（1）
	②地域福祉活動	小地域ネットワーク	A（1）
		小中学校での取り組み	A（1）
		障がい者団体等との懇談会	A（1）
	③家族介護者への支援	家族介護者への支援	B（1）
		家族介護者や保護者同士の交流	B（1）
4 安全・安心対策 <取組内容> P26～27	①防災	防災知識の普及	B（1）
		避難行動要援護者対策の充実	B（1）
		福祉避難所の確保	A（1） B（1）
	②防犯	防犯知識の普及	B（1）
		防犯対策の推進	B（1）
		消費者の保護並びに相談の推進	A（1）
	③緊急時の対応	緊急通報システムの普及	B（1）
		NET119の啓発	B（2）

【現状と課題】

障がい者自身が主体性を持って生活を送るための力をつけていくことが重要であることから、障がいのある人もない人も、生きがいをともにつくり、高め合いながら暮らすための地域づくりを進めてきました。

近年の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、何からの感染症が拡大し、緊急事態宣言が発せられた状況下においても、可能な限り、障がい者や障がい児とその家族の日常生活を支えるため、可能な限り障がい福祉サービスが継続できるよう支援することが重要です。

基本方針2 いつも安心できる生活環境と支援体制をつくる

基本施策	取組内容	取組項目	評価（取組担当課数）
1 バリアのない生活環境 <取組内容> P28～29	①公共施設の整備	公共施設のバリアフリー化の推進	A（1） B（2）
		②交通環境	鉄道環境の充実
	歩行空間等のバリアフリー化の促進		B（1）
	放置自転車防止対策の推進		B（1）
	交通安全施設の整備促進		B（1）
	交通安全の啓発		B（1）
	③情報保障・意思疎通支援	広報の充実	A（1）
		声の広報の発行	A（1） B（1）
		手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣	B（1）
		意思疎通支援の充実	B（1）
		意思疎通支援者の養成	B（1）
	④女性の障がい者への支援	虐待予防の啓発	B（1）
		妊娠・出産・子育ての支援	B（1）
		子育ての支援	B（2）
2 保健・医療 <取組内容> P30	①健康増進	健康増進事業の推進	B（1）
		こころの健康づくり	B（1）
	②医療	公費負担医療制度の実施	A（1）
		重度障がい者の福祉医療費助成	A（1）
3 障がい福祉サービス <取組内容> P31	①障がい福祉サービス等の推進	自立支援給付	A（1）
		地域生活支援事業	A（1）
	②外出支援	移動支援事業	A（1）
		自動車運転免許取得・改造助成事業	A（1）
	③経済的負担の軽減	年金制度の周知	B（1）
		各種手当の支給	A（1）
		サービス利用費の軽減	A（1）
	ごみ処理手数料の減免	B（1）	

基本施策	取組内容	取組項目	評価（取組担当課数）
4 社会参加 のための支 援 <取組内容> P32～33	①関係機関との連携	就労支援の関係機関との連携	B（1）
		特別支援学校との連携	A（1）
	②就労の機会の拡充	障がい者就労施設等の受注の機会の推進	B（1）
		地域活動支援センター事業	B（1）
		生涯学習環境の充実	C（1）
		文化・芸術活動環境の充実	C（1）
		スポーツ環境の充実	A（1）
		交流の場の創出	A（1）
5 居住環境 の支援 <取組内容> P34	①住宅改修	住宅改修費の助成	A（1）
		公営住宅の改修	B（1）
	②居住環境の充実	グループホームの確保	B（1）
		地域生活支援拠点の整備	B（1）

【現状と課題】

障がい者が地域で暮らす上でのニーズへの対応を強化するために、これらのサービスを相互に又は一体的に利用できるよう、包括的な視点で支援できる体制を進めてきました。

ほとんどの事業において、「計画通り事業を実施できた」「ほぼ計画通り事業を実施できた」の評価となっていますが、障がい者のニーズに応えられるよう多様性や柔軟性のある幅広い生涯学習プログラムを行う事業である「生涯学習環境の充実」や、障がい者の文化・芸術活動の振興を図るため、障がい者の作品展や音楽会の開催等への支援を行う事業である「文化・芸術活動環境の充実」では、中央公民館がバリアフリー化していなかったため、障がい者のニーズに応えられるプログラムが行えなかったことや、障がい者の作品展や音楽会の実施が困難であったことにより、事業が実施できていません。バリアフリー化した総合文化センターが設置されたことから、障がいのある人が地域活動や余暇活動に参加することのできる環境づくりの検討が必要です。

また、令和2年度中に、グループホームが開設されました。今後も、引き続き、グループホームに対する理解に努めていくことが必要です。

基本方針3 いつまでも地域で暮らせる途切れない支援の仕組みをつくる

基本施策	取組内容	取組項目	評価（取組担当課数）	
1 新生児～ 就学前 <取組内容> P35～36	①早期発見と早期対応	妊産婦訪問指導	A（1）	
		妊婦一般健康診査	A（1）	
		新生児訪問指導	A（1）	
		乳幼児健康診査	B（1）	
		発達相談	A（1）	
		子育て相談	B（1）	
		家庭訪問	A（1）	
	②療育	療育教室の充実	A（1）	
		児童発達支援	A（1）	
	③保育と就学教育	障がい児保育の充実	A（3） B（1）	
		障がい児の保育・教育環境の整備	A（2）	
		就学前教育	A（1） B（2）	
		保育所等訪問支援	B（1）	
	④切れ目のない支援	学齢期への連携	B（1）	
2 学齢期 <取組内容> P37～38	①学校教育	学校保健等の推進	A（1）	
		福祉教育の推進	A（1）	
	②休日・放課後対策	学童保育	A（1）	
		通所系サービスの充実 日中一時支援	A（1） B（1）	
	③インクルーシブ教育	インクルーシブ教育システムの構築 インクルーシブ教育に関する特別支援教育の推進	A（1） A（1）	
		④切れ目のない支援	学齢期以前との連携 中学校卒業後の支援	A（1） A（1）
	3 青壮年期 <取組内容> P39	①中途障がい者の予防と対策	健康増進事業の推進 関係機関等との連携	B（1） B（1）
			②経済的自立の支援	就労支援 年金制度の周知
③切れ目のない支援		関係機関との連携 民生児童委員との連携	B（1） B（1）	
		4 高齢期 <取組内容> P40	①中途障がい者の予防と対策	健康増進事業の推進
介護予防事業の推進				A（1） B（1）
関係機関等との連携				B（1）
②重度化の予防と対策	介護予防事業の推進		A（1） B（1）	
	日常生活の支援 ふれあい収集		A（1） B（1）	
	③切れ目のない支援	介護保険サービスとの連携 包括支援	B（1） B（1）	

【現状と課題】

ライフステージの変化に伴い、それまでの支援が途切れてしまわないように、ライフステージのつなぎ目における仕組みづくりを関係機関で連携して推進してきました。すべての事業において、「計画通り事業を実施できた」「ほぼ計画通り事業を実施できた」の評価となっています。

今後も、すべての障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、切れ目のない支援を実施していく必要があります。



基本理念と基本方針

|| 1 基本理念

人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができます。また、公的支援が「支え手」「受け手」という固定した関係の下で提供されるのに対し、人と人とのつながりや支え合いにおいては、支援の必要な人を含め誰もが役割を持ち、それぞれが、日々の生活における安心感と生きがいを得ることができます。このような人と人とのつながりの再構築が求められています。

地域は、高齢者、障がい者、子ども等世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠です。地域を基盤として人と人とのつながりを育むことで、誰もが尊重され、その人らしい生活を実現できる社会を構築していくことにつながります。

今後、人々の生活の基盤としての地域の重要性が一層高まる中、本町としても、地域において、住民がつながり支え合う取り組みを進めていくとともに、平群町に住むすべての人が住み慣れた地域で、お互いを尊重し、その人らしくいきいきと自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

地域ので支え合う安心と笑顔のまち へぐり

|| 2 基本方針

本町では、次の3つを基本方針として施策に取り組みます。

1 一人ひとりが主体となって、みんなで支え合う地域をつくる

障がい者が地域で生活を送るためには、地域住民が障がい者との共生を志向し、そのための施策の充実を含む様々な環境の整備を図りながら、障がい者自身が主体性を持って生活を送るための力をつけていくことも重要です。

障がいのある人もない人も、生きがいをともにつくり、高め合いながら暮らすための地域づくりを進めます。

2 いつも安心できる生活環境と支援体制をつくる

障がい者が地域で暮らす上でのニーズは、住まいの確保、生活支援、就労等の活動支援、社会参加、相談支援、権利擁護など広範で多岐にわたるものです。

複合化するニーズへの対応を強化するために、これらのサービスを相互に又は一体的に利用できるよう、包括的な視点で支援できる体制を進めます。

3 いつまでも地域で暮らせる途切れない支援の仕組みをつくる

ライフステージの変化とともに、サービスの提供主体や支援機関が変わることで、それまでの支援が途切れてしまわないように、ライフステージのつなぎ目における仕組みづくりを関係機関で連携して推進します。

また、ライフステージごとに変化する状況やニーズに即した支援に対応するためにも、関係機関が各々の役割を果たしながらも重層的に支援する仕組みづくりを進めます。

第2部

第4次平群町障がい者計画 (中間評価)



計画の体系図

理念	基本方針	基本施策	取組内容
地域の力で支え合う安心と笑顔のまちへぐり	I 一人ひとりが主体となつて、みんなで支え合う地域をつくる	1 人権の尊重・権利擁護	①人権の尊重 ②権利擁護 ③障がいや障がい者への理解の促進 ④交流機会の拡充
		2 相談・情報提供	①相談支援 ②情報提供
		3 地域の支え合い	①支援者の養成、育成 ②地域福祉活動 ③家族介護者への支援
		4 安全・安心対策	①防災、感染症対策 ②防犯 ③緊急時の対応
	II いつも安心できる生活環境と支援体制をつくる	1 バリアのない生活環境	①公共施設の整備 ②交通環境 ③情報保障・意思疎通支援 ④女性の障がい者への支援
		2 保健・医療	①健康増進 ②医療
		3 障がい福祉サービス	①障がい福祉サービス等の推進 ②外出支援 ③経済的負担の軽減
		4 社会参加のための支援	①関係機関との連携 ②就労の機会の拡充 ③地域活動や余暇への支援
		5 居住環境の支援	①住宅改修 ②居住環境の充実
	III いつまでも地域で暮らせる途切れない支援の仕組みをつくる	1 新生児～就学前	①早期発見と早期対応 ②療育 ③保育と就学教育 ④切れ目のない支援
		2 学齢期	①学校教育 ②休日・放課後対策 ③インクルーシブ教育 ④切れ目のない支援
		3 青壮年期	①中途障がい者の予防と対策 ②経済的自立の支援 ③切れ目のない支援
4 高齢期		①中途障がい者の予防と対策 ②重度化の予防と対策 ③切れ目のない支援	



第 2 章

施策・事業の展開

1 一人ひとりが主体となって、みんなで支え合う地域をつくる

(1) 人権の尊重・権利擁護

取組方針

障がいのある人と障がいのない人がともに生活することができる社会「共生社会」を目指すためには、障がいのない人の障がいや障がい者理解を欠かすことはできません。普及啓発には、知識だけではなく、障がい児、障がい者との交流を通して、理解を深める機会の拡充に努めます。

施策

①人権の尊重

取組項目	取組内容	担当課
啓発	「差別をなくす強調月間」の啓発を行います。	総務防災課
相談	法律相談を月2回（第1・3火曜日）実施します。	政策推進課
	人権相談を月1回（第1火曜日）実施します。	総務防災課
学習機会の提供	各種団体（民生委員や長寿会等）への人権学習を行います。人権問題地区別懇談会での人権学習を実施します。また、社会教育団体（子ども会、PTA等）に対し、人権教育指導者学習講座を行います。	教育委員会

②権利擁護

取組項目	取組内容	担当課
成年後見制度の周知と利用支援	普及啓発と相談対応の充実を図ります。	福祉こども課
日常生活自立支援事業	本人の能力を引き出しながら、生活や権利を守る支援をします。	福祉こども課 （社協）
障がい者虐待防止対策	障がい者虐待防止の啓発と相談対応の充実を図ります。 関係機関と連携し、未然防止及び早期対応に努めます。	福祉こども課
障がい者差別防止対策	障がい者差別防止の啓発と相談対応の充実を図ります。 関係機関と連携し、未然防止及び早期対応に努めます。	福祉こども課

③障がいや障がい者への理解の促進

取組項目	取組内容	担当課
広報等の活用	広報紙やホームページを通して、様々な障がい特性や障がい者への理解を促します。	福祉こども課
行政出前講座	行政出前講座等において、地域住民を対象とした福祉に関する学習の機会を提供します。	福祉こども課
小中学校での取り組み	学校教育の場を通じて、障がいや障がい者に対する理解を深める機会を持ちます。	教育委員会 福祉こども課
こども園での取り組み	幼児教育や保育の場を通じて、障がいや障がい者に対する理解を深める機会を持ちます。	教育委員会 (こども園)

④交流機会の拡充

取組項目	取組内容	担当課
スポーツを通じた交流	障がいのある人と障がいのない人との相互理解を深めるため、ともに楽しめるスポーツ活動等の機会を設けていきます。	教育委員会
障がい福祉事業所等の地域開放の促進	西和7町障害者等支援協議会に参画している障がい福祉事業所が主催する地域開放型イベントの啓発を通して、障がいのある人との交流の機会を提供します。	福祉こども課

(2) 相談・情報提供

取組方針

障がい者が地域で自立して社会参加していく上での多様なニーズに応じて、適切な機関に繋げるような体制整備に努めます。

障がいの種別や年齢等、障がい者個別のニーズに応じた情報提供の機会や伝達方法等を工夫し、合理的配慮のある情報提供に努めます。

施策

①相談支援

取組項目	取組内容	担当課
地域生活支援拠点の整備	西和7町障害者等支援協議会にて、生活支援拠点の面的体制整備を進めます。	福祉こども課
相談支援体制の充実	施設入所や共同生活援助から一人暮らしへの移行や精神科病院からの退院等をする時の相談や生活支援として、自立生活援助事業を進めます。	福祉こども課
民生委員やボランティアによる相談支援	民生児童委員やボランティアによる相談支援を行います。	福祉こども課 (社協)

②情報提供

取組項目	取組内容	担当課
あすなろの発行	サービス・制度等の内容、手続きの方法を掲載した「あすなろ」を窓口等で配布、ホームページに掲載し、情報提供します。	福祉こども課
広報・ホームページの充実	町の情報だけでなく、県のサービス等についても広報やホームページにより情報提供を図っていきます。	福祉こども課
民生児童委員や障がい者団体への情報提供	民生児童委員や障がい福祉の関係団体に、必要や要望に応じて情報提供を行います。	福祉こども課 (社協)

(3) 地域の支え合い

取組方針

障がいの有無にかかわらず、支え合いながら暮らせる地域を目指して、地域住民が主体となる取り組みを進めます。

施策

①支援者の養成、育成

取組項目	取組内容	担当課
ボランティアの養成、育成	社会福祉協議会を拠点に、ボランティアを身近に感じてもらえるような仕組みをつくりつつ、身近な地域における障がい者支援のボランティアの養成や育成を行います。	福祉こども課 (社協)
民生委員・児童委員等の活動支援	民生児童委員協議会の会議等で障がい者の理解を深める講習会を行い、地域で障がい者が孤立しない見守りへと繋がります。	福祉こども課 (社協)

②地域福祉活動

取組項目	取組内容	担当課
小地域ネットワーク	小地域ネットワークを通して、障がい者が気軽に地域の方々と交わる機会をつくります。	福祉こども課 (社協)
小中学校での取り組み	小中学校において障がい福祉のボランティアと交流が図れるような機会を持ちます。	教育委員会
障がい者団体等との懇談会	各種障がい者団体等との懇談会を開催し、障がい者と家族の現状とニーズ把握に努めます。	福祉こども課

③家族介護者への支援

取組項目	取組内容	担当課
家族介護者への支援	窓口対応や関係機関からの情報をもとに、家族介護者の心身の健康状態についても把握し、関係機関等と連携し、家族介護者等の心身の負担を軽減するために必要なサービスの提供を推進します。	福祉こども課
家族介護者や保護者同士の交流	既存の家族会の周知の強化と併せ、必要に応じて、家族間同士が交流できるように努めます。	福祉こども課

(4) 安全・安心対策

取組方針

避難行動要支援者情報の把握・共有とともに、災害時における障がいのある人等の安否確認や避難支援等の支援体制づくりを推進します。また、日頃から顔の見える関係づくりを進めるため、地域での防災活動の推進を図ります。

障がいのある人を犯罪・事故から守るため、地域ぐるみの防犯・交通安全体制の構築とともに、緊急時の対応に関する情報提供を推進します。

施策

①防災、感染症対策

取組項目	取組内容	担当課
防災知識の普及	「防災・減災」に関する啓発活動を行うとともに、災害時の避難場所や緊急時における連絡方法等の周知に努めます。	総務防災課
避難行動要支援者対策の充実	避難行動要支援者の一層の把握に努めるとともに、災害時における地域ぐるみの避難支援体制の確立に努めます。また、情報提供や情報共有による迅速な対応に努めます。	総務防災課
福祉避難所の確保	避難対象者に対応した福祉避難所の確保を進めます。また、避難先での具体的な支援方法や各支援者の役割分担を検討します。	総務防災課 福祉子ども課
感染症対策	感染症が拡大し、緊急事態宣言が発せられるような状況下においても、様々な障がい福祉サービスが可能な限り継続できる様、支援に努めます。	福祉子ども課

②防犯

取組項目	取組内容	担当課
防犯知識の普及	防犯知識に関する情報提供に努めます。	住民生活課
防犯対策の推進	自主防犯組織の設立を推進し、防犯対策に努めます。	住民生活課
消費者の保護並びに相談の推進	悪質な訪問販売や契約行為を未然に防止するため、消費生活相談員による相談や行政出前講座、広報による啓発などを実施します。	観光産業課

③緊急時の対応

取組項目	取組内容	担当課
緊急通報システムの普及	重度の身体障がい者等に緊急通報装置等を貸与し、急病または事故の緊急事態に対処します。また、事業には近隣協力者が必要なことから、地域住民への啓発に努めます。	福祉こども課
NET119の啓発	聴覚や言語機能に障がいのある人が携帯電話等を使用して、119番通報をするNET119の啓発に努めます。	総務防災課 福祉こども課

2 いつも安心できる生活環境と支援体制をつくる

(1) バリアのない生活環境

取組方針

障がいのある人が自立して生活し、積極的に社会参加していく上で、社会的障壁のない環境整備に努めます。

多様な手段によるコミュニケーションの必要性等を認識し、障がいの種別や有無によって分け隔てられることなく、日常生活を営む上で必要な情報が円滑に取得でき、コミュニケーションが図れるような合理的配慮に努めます。

女性の障がい者が複合的に困難な状況に置かれる場合が多く見受けられることから、配慮した支援を行います。

施策

①公共施設の整備

取組項目	取組内容	担当課
公共施設のバリアフリー化の推進	整備にあたっては障がい者の視点から点検し、障がい者の意見を取り入れるよう努め、様々な障がい特性に可能な限り対応します。	総務防災課 (役場)
	建設当初よりバリアフリー化が進んでいますが、必要な改修に計画的に取り組むとともに、整備にあたっては障がい者の視点から点検し、障がい者の意見を取り入れるよう努め、様々な障がい特性に可能な限り対応していきます。	健康保険課 (プリズムへぐり)
	総合文化センターの建設によりバリアフリー化を実現しましたので、引き続き対応します。	教育委員会 (総合文化センター)

②交通環境

取組項目	取組内容	担当課
鉄道環境の充実	人にやさしい駅づくり等に向け、近鉄等関係機関との協議を進めます。	総務防災課
歩行空間等のバリアフリー化の促進	障がい者の移動の利便性及び歩行者の安全性を確保するため、歩道の段差の解消や視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）の整備を今後も継続して実施します。	都市建設課
放置自転車防止対策の推進	放置自転車対策を進めます。	住民生活課
交通安全施設の整備促進	交通安全施設の整備は、地元等の要望により、実施していきます。	都市建設課
交通安全の啓発	要望に応じ、行政出前講座を通して、交通安全教室を開催します。	住民生活課

③情報保障・意思疎通支援

取組項目	取組内容	担当課
広報の充実	年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも見やすい広報の作成に努めます。	政策推進課
声の広報の発行	視覚障がい者に、録音CDによる広報を発行し、情報提供に努めます。	政策推進課 福祉こども課 (社協)
手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣	聴覚障がい者のコミュニケーションを円滑にするため、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣を行います。	福祉こども課 (社協)
意思疎通支援者の養成	手話、要約筆記、点訳、朗読の奉仕員養成講座を開催し、意思疎通の支援者を養成します。	福祉こども課 (社協)
意思疎通支援の充実	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能障がい、重度の身体等の障がいや難病のため、意思疎通を円滑にすることに支障がある障がい者の意思疎通支援の円滑化を図る体制整備に努めます。	福祉こども課 (社協)

④女性の障がい者への支援

取組項目	取組内容	担当課
虐待予防の啓発	女性であるがゆえの虐待を受けることがないように、啓発に努めます。	福祉こども課
妊娠・出産・子育ての支援	障がいのある女性が妊娠・出産・子育てをする上での困難さを軽減するための支援を行います。	健康保険課
子育ての支援	障がいのある女性が子育てをする上での困難さを軽減するための支援を行います。	教育委員会 こども園

(2) 保健・医療

取組方針

障がいのある人が安心して自立した生活を送ることができるよう、必要なときに適切な医療を受けることができる地域医療体制の充実を図るとともに、障がいの原因となりうる生活習慣病を予防するため、健康づくりや介護予防の取り組みを推進します。

また、こころの健康づくりに関する取り組みの充実を図り、心身ともに健康な生活を送るための支援を推進します。

施策

①健康増進

取組項目	取組内容	担当課
健康増進事業の推進	健康へぐり21計画に基づき、各種健（検）診、健康教育、健康相談を実施するとともに、ヘルスポランティアによる住民主体的の健康づくりを進めます。	健康保険課
こころの健康づくり	こころの健康づくりや精神障がいに関する啓発などの予防活動と精神保健推進員と協働し、障がいの居場所づくりを行います。	健康保険課

②医療

取組項目	取組内容	担当課
公費負担医療制度の実施	自立支援医療において適切な給付を行います。また、「あすなろ」等で制度の周知を行います。	福祉こども課
重度障がい者の福祉医療費助成	精神障害者保健福祉手帳の1級・2級所持者に対して、全診療科の入院・通院について医療費助成を継続します。また、重度の心身障がい者の健康を保持するため、心身障害者医療費助成を継続します。	福祉こども課

(3) 障がい福祉サービス

取組方針

障がい特性や個々のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供するため、適正なサービスの支給決定に努めます。

また、障がいのある人の家族の心身の負担の軽減や家庭や地域での孤立を防止するため、相談支援体制の充実や必要なサービスの利用を促進します。

施策

①障がい福祉サービス等の推進

取組項目	取組内容	担当課
自立支援給付	第6期障がい福祉計画と一体的に取り組みます。	福祉こども課
地域生活支援事業	第6期障がい福祉計画と一体的に取り組みます。	福祉こども課

②外出支援

取組項目	取組内容	担当課
移動支援事業	社会生活に必要な移動や外出を容易にするとともに余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する移動支援事業を適切に実施します。	福祉こども課
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障がい者の社会参加のため（免許取得や自動車改造に要した費用の一部を助成）の事業として推進します。	福祉こども課

③経済的負担の軽減

取組項目	取組内容	担当課
年金制度の周知	国民年金の重要性について、正しい理解が得られるよう周知・啓発を推進していきます。	健康保険課
各種手当の支給	特別障害者手当・障害児福祉手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の周知と適切な支給を行います。	福祉こども課
サービス利用費の軽減	障害者総合支援法に基づき、各種サービスに要する利用費は、所得などに応じた利用負担の軽減措置や無料化などを今後も進めます。	福祉こども課
ごみ処理手数料の減免	在宅で常時紙おむつ類を必要とする者に対して、それらを処分するための町指定ごみ袋を、引き続き一部支給します。	住民生活課

(4) 社会参加のための支援

取組方針

就労や日中の活動の場が自立した生活を送るための手段にとどまらず、社会参加や生きがいにもつながるという視点で、障がい者自らのニーズや適性等に応じて選択できるように支援するとともに、長く続けるための支援までの一貫した支援の充実に取り組みます。

さらに、いきいきと活力ある生活を送るために欠かすことのできない社会参加や余暇活動ができる場の提供に努めます。

施策

①関係機関との連携

取組項目	取組内容	担当課
就労支援の関係機関との連携	障がい者の種別や特性、個人の適性やニーズに適正に対応できるように、関係機関との連携を図ります。	福祉こども課
特別支援学校との連携	特別支援学校の卒業後の進路が円滑に進むように、特別支援学校との連携を行います。	福祉こども課

②就労の機会の拡充

取組項目	取組内容	担当課
障がい者就労施設等の受注の機会の推進	優先調達推進法に基づき、優先調達推進方針を策定し、障がい者就労施設等の受注の機会の推進に努めます。	福祉こども課

③地域活動や余暇への支援

取組項目	取組内容	担当課
地域活動支援センター事業	障がい者が通所して、創作的活動、生産活動、軽作業、日常生活訓練等を行い、社会との交流を促進する場として、地域活動支援センターを利用する場合に給付を行います。	福祉こども課
生涯学習環境の充実	バリアフリー環境にある総合文化センターにおいて、障がい者のニーズに応えられるよう多様性や柔軟性のある幅広い生涯学習プログラムを行います。	教育委員会
文化・芸術活動環境の充実	バリアフリー環境にある総合文化センターにおいて、障がい者の文化・芸術活動の振興を図るため、障がい者の作品展や音楽会の開催等への支援に努めています。また、幅広い文化・芸術活動の場に障がい者が気軽に参加できるよう努めます。	教育委員会
スポーツ環境の充実	ふれあい水泳や軽スポーツ大会などのスポーツイベントを充実させ、障がいの有無に関わらず参加できる幅広いスポーツの機会を拡充します。	教育委員会
交流の場の創出	より多くの住民との交流が深まるレクリエーションの場の創出に努めます。	教育委員会

(5) 居住環境の支援

取組方針

居住支援のために必要な相談、体験の機会、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点等の整備の推進により、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。

障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、住まいの確保を図るとともに、親亡き後支援の一環としても、居住環境の充実に取り組みます。

施策

①住宅改修

取組項目	取組内容	担当課
住宅改修費の助成	障がい者の住宅改修については、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、給付を行います。	福祉こども課
公営住宅の改修	入居者の必要に応じて対応していきます。	都市建設課

②居住環境の充実

取組項目	取組内容	担当課
グループホームの確保	地域住民の障がいや障がい者への理解を深め、グループホーム設置に対する理解の熟成が図れるように努めます。	福祉こども課
地域生活支援拠点の整備	親亡き後支援の拠点となる地域生活支援拠点の面的整備に努めます。	福祉こども課

3 いつまでも地域で暮らせる途切れない支援の仕組みをつくる

(1) 新生児～就学前

取組方針

障がいや発達の遅れを早期に発見するため、各種健診や相談支援体制の充実を図るとともに、気づきを適切な支援へ繋げるための体制整備を図ります。

ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育と連携した地域支援体制の構築を図る観点から、個々の障がい児やその家族の状況及びニーズに応じて、気づきの段階からきめ細かく対応する体制整備に努めます。

施策

①早期発見と早期対応

取組項目	取組内容	担当課
妊産婦訪問指導	産婦については、産後うつなど早期発見し、適切な支援を行い必要に応じて受診に繋がります。	健康保険課
妊婦一般健康診査	妊婦健康診査に要する費用を助成し、異常を早期発見し、適切な治療や保健指導を行い、安全な出産ができる支援に努めます。	健康保険課
新生児訪問指導	早期に全件訪問し、異常・障がいの早期発見・治療のための援助を行います。	健康保険課
乳幼児健康診査	発達の節目の時期に、健診で疾病の早期発見・早期治療を支援します。また、保護者の育児不安を軽減し、子育てに役立つような相談内容の充実に努めます。健康診査の結果、発達面の経過観察が必要な児童と保護者に対して、児童の発達をみながら適切なアドバイスを行い、必要なサービスに繋がります。	健康保険課
発達相談	発達障がい等が疑われるケースについては、臨床心理士による児童発達検査に繋がっています。障がいや発達に支援の必要がある乳幼児について適切な指導・療育教室へ繋げ、発達を促すため、相談の充実に努めるとともに、こども園・幼稚園との連携等、相談後のフォロー体制の充実に努めます。	健康保険課
子育て相談	異常または疾病の早期発見・早期治療のため、電話、窓口、訪問にて保健指導を行い必要時間関係機関に繋がります。	健康保険課
家庭訪問	新生児（未熟児を含む）については、早期に全件訪問し、異常・障がいの早期発見・治療のための援助を行います。産婦については、産後うつなどを早期発見し、適切な支援を行い必要に応じて受診に繋がります。その他必要に応じて訪問指導を行います。	健康保険課

②療育

取組項目	取組内容	担当課
療育教室の充実	発達の遅れが疑われる幼児と保護者に、療育や子育てのアドバイスをを行い、子どもの発達を促し、持てる力を十分に発揮できるように努めます。また、関係機関と連携を図りながら指導していきます。	福祉こども課 (社協)
児童発達支援	就学前の幼児の療育の場として、児童発達支援の啓発を進めます。	福祉こども課

③保育と就学前教育

取組項目	取組内容	担当課
障がい児保育の充実	障がい児保育を実施しているこども園において、人数に応じた保育教諭等の配置に努めます。また、家庭・主治医や専門機関との連携を強化し、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど、保育・教育内容の一層の充実に努めます。	教育委員会
	障がい児保育・教育に従事する教職員の専門的知識と技術の向上を図り、障がいのある子どもへの適切な保育・教育を実施します。また、卒園後の進学先との連携を進めます。	教育委員会
	保育実施にあたり、家庭や関係機関と連携しながら進めていきます。	こども園
障がい児の保育・教育環境の整備	園内で職員の共通理解を図り、個々に応じた関わりができるように努めます。 個別の支援計画を作成し、就学先との連携を図ります。	こども園
就学前教育	心身の障がいや病弱・虚弱な幼児に対し、集団の中での育ちを大切にし、支援を必要とする幼児の個性や可能性を伸ばせるよう、個々に応じた教育を進めます。	教育委員会
	一人ひとりの個性を尊重し、集団の中で仲間とともに育ち合うことを大切にされた保育を進めます。	こども園
保育所等訪問支援	制度の周知を強化します。	福祉こども課

④切れ目のない支援

取組項目	取組内容	担当課
学齢期への連携	発達障がい児など様々な障がいや発達上の特徴がある児童への支援として、乳幼児の特性に応じた支援内容が引き継がれるよう連携を図り、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援が図れるように努めます。	健康保険課

(2) 学齢期

取組方針

個別の状態に即した指導・支援内容を乳幼児期から学齢期においても引き継ぎ、一貫した個別支援・相談対応を行う体制づくりを進めます。

障がいのある児童の自立や社会参加の促進を支援するため、一人ひとりのニーズに応じて、学齢期から就労に至るまでの一貫した教育支援を推進します。

障がいの有無にかかわらず、ともに学び、ともに育つことができるような視点での教育の充実を図ります。

施策

①学校教育

取組項目	取組内容	担当課
学校保健等の推進	支援が必要な児童について、学校保健における健康管理の充実を図ります。	教育委員会
福祉教育の推進	支援が必要な児童の周囲の児童生徒が、お互いを理解し合い、ともに学び育つ学校づくりのため、福祉教育や指導に努めます。	教育委員会

②休日・放課後対策

取組項目	取組内容	担当課
学童保育	共働き等で昼間保護者のいない家庭等における小学校に就学している障がい児に、遊びと生活の場を学童保育において提供します。	教育委員会
通所系サービスの充実	児童発達支援、放課後等デイサービスによって、児童の療育の場の提供を推進します。	福祉こども課
日中一時支援	支援が必要な障がい児の居場所、保護者の就労支援や一時的な休息のため、本人の発達に合わせた日中一時支援事業を行います。	福祉こども課

③インクルーシブ教育

取組項目	取組内容	担当課
インクルーシブ教育システムの構築	一人ひとりに応じた指導や支援（特別支援教育）に加え、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限りともに学ぶ仕組みの構築に努めます。	教育委員会
インクルーシブ教育に関する特別支援教育の推進	障がいのある子ども一人ひとりが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障がいのある子どもの教育の充実に努めます。	教育委員会

④切れ目のない支援

取組項目	取組内容	担当課
学齢期以前との連携	発達障がい児など様々な障がいや発達上の特徴がある児童への支援として、就学前から就学期へ支援がつながるような仕組みづくりに努めます。	教育委員会
中学校卒業後の支援	義務教育を終える障がいのある生徒の支援が途切れないように、関係機関との連携を進めます。	教育委員会

(3) 青壮年期

取組方針

学齢期で提供されていた支援が途切れないように関係機関と連携し、障がい者が生きがいを持ち、いきいきと充実した毎日を過ごすことができるよう、就労や日中の活動の場の支援及び社会参加・余暇活動の支援の充実を図ります。

施策

①中途障がい者の予防と対策

取組項目	取組内容	担当課
健康増進事業の推進	健康増進事業を推進し、中途障がいの発生予防・早期発見に努めます。	健康保険課
関係機関等との連携	障がい福祉サービスの提供のみならず、精神面での支援を行うために、当事者団体等の関係機関へ繋げるように努めます。	福祉こども課

②経済的自立の支援

取組項目	取組内容	担当課
就労支援	関係機関と連携し、就労開始から定着に至るまでが円滑に行われるように支援します。	福祉こども課
年金制度の周知	障害基礎年金や障害厚生（共済）年金の制度の周知を行います。	健康保険課 福祉こども課

③切れ目のない支援

取組項目	取組内容	担当課
関係機関との連携	学齢期で提供されていた支援が途切れないように、関係機関との連携に努めます。	福祉こども課
民生児童委員との連携	学齢期に障がい福祉関係の機関とのつながりがなく、社会に出てから障がい者が顕在化した人を、民生児童委員と連携して把握に努めます。	福祉こども課

(4) 高齢期

取組方針

住み慣れた地域で自分らしく生活を続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を包括的に提供できるように努めます。

施策

①中途障がいの予防と対策

取組項目	取組内容	担当課
健康増進事業の推進	健康増進事業を推進し、中途障がいの発生予防・早期発見に努めます。	健康保険課
介護予防事業の推進	加齢に伴う障がいの重度化を予防するため、介護予防事業を推進します。	健康保険課 福祉こども課
関係機関等との連携	障がい福祉サービスの提供のみならず、精神面での支援を行うため、当事者団体等の関係機関へ繋げるように努めます。	福祉こども課

②重度化の予防と対策

取組項目	取組内容	担当課
介護予防事業の推進	加齢に伴う障がいの重度化を予防するため、介護予防事業を推進します。	健康保険課 福祉こども課
日常生活の支援	障がいの重度化に伴い、公的なサービスでは対応できないような日常的な支援が提供できるように、軽度生活援助事業を進めます。	福祉こども課
ふれあい収集	家庭から排出するごみを自らがごみ集積所へ持ち出すことが困難な世帯に対して、個別にごみ収集を行います。	住民生活課

③切れ目のない支援

取組項目	取組内容	担当課
介護保険サービスとの連携	介護保険優先となるサービスを踏まえながらも、一人ひとりの状況やニーズに配慮し、障がい福祉サービスの提供を行います。 長期にわたり、障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高齢の障がい者が介護保険に移行する場合には、利用負担の軽減に努めます。	福祉こども課
包括支援	保護者の高齢化に伴い、老障介護となっている家庭においては、関係機関と連携し、家族全体を包括的に支援します。	福祉こども課

第3部

第6期平群町障がい福祉計画



第 1 章

成果目標

1 第5期障がい福祉計画の成果目標の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標

平成28年度末の施設入所者数から、グループホームや一般住宅等に移行する数を見込み、これまでの実績及び地域の実情を踏まえた目標を掲げました。

項目	数値	考え方
平成 28 年度末時点施設入所者数	15 人	平成 28 年度末の施設入所者数（実績）
令和 2 年度末時点の入所者数	14 人	令和 2 年度末の施設入所者数（見込み）
令和 2 年度末 入所者削減 目標値	0 人 削減率：0%	町目標：2%以上（1人） の2%（1人）

成果目標の実績・達成状況

	令和 2 年度 (見込み)
入所者数	11 人
削減者数	4 人

障がい支援区分別、障がい種別内訳（令和 2 年 5 月末日現在）

障がい者種別	支援区分			計
	4	5	6	
身体障がい者（人）	0	0	5	5
知的障がい者（人）	2	1	3	6
精神障がい者（人）	0	0	0	0
計	2	1	8	11

障がい支援区分別、年齢別内訳（令和2年5月末日現在）

年齢（歳） 支援区分	10～ 19	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～ 79	80以 上	計
4	0	0	0	0	1	1	0	0	2
5	0	0	0	0	1	0	0	0	1
6	1	0	2	1	2	2	0	0	8
計	1	0	2	1	4	3	0	0	11

障がい支援区分6の重度の人が入所者総数の72.7%を占めていることや50～60歳代が入所者総数の63.6%を占めており、地域移行後に、親が養護することが難しいこと、入所期間が長期にわたる人が多いこと等の様々な課題が多く、地域移行を進めるのは難しい現状です。

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標

長期入院の精神障がい者が地域移行を進めるにあたり、保健・医療・福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人がともに生活できる地域を構築していくことを目標に掲げました。

令和2年度末目標

保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

成果目標の実績・達成状況

西和7町障害者等支援協議会内の専門部会「暮らし部会」の構成委員である保健・医療・福祉関係者に対し、協力依頼を行いました。

これらの関係者を含め、介護部門の関係者にも依頼を行い、協議の場を令和2年度末までに設置する予定です。

（3）地域生活支援拠点等の整備

成果目標

障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障がい児、障がい者及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を総合的に提供できる体制として、地域生活支援拠点の面的整備を令和2年度末までに行うことを目標に掲げました。

<地域生活支援拠点5つの機能>

- ①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成
⑤地域の体制づくり

5つの機能全てを備えることが原則ですが、地域の実情を踏まえ、必要な機能の判断は最終的に市町村が行うこととされています。

令和2年度末目標	西和7町を圏域として、地域生活支援拠点の面的整備を行う
----------	-----------------------------

成果目標の実績・達成状況

- ・第5期障がい福祉計画策定時のアンケート結果に基づき、地域生活支援拠点5つの機能のうち、「緊急時の受け入れ」とグループホームや一人暮らしの「体験の機会・場」を優先課題として、協議を進めました。
- ・平成30年に、西和7町及び相談支援事業所（生活支援センターおはな、権利擁護支援センターななつぼし、生活支援センターぼるとベル）が協働でワーキングチームを立ち上げ、西和7町圏域内の障がい・高齢者の事業所に対し、アンケート調査及びヒアリングを行いました。
- ・同ワーキングチームにおいて、生駒市、三室園養護老人ホームへの視察や年度5回程度の協議を行い、適宜、西和7町障害者等支援協議会において、報告、意見交換を行いました。

以上の取り組みを進めましたが、令和2年度末においては、整備には至りませんでしたので引き続き、整備に向け、取り組みを行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標

① 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
平成28年度 一般就労移行者数	0人	平成28年度末において福祉施設より一般就労へ移行した者の数
令和2年度末 一般就労移行者数 目標値	1人	令和2年度末において福祉施設より一般就労へ移行した者の数 平成28年度末の就労移行者数の1.5倍以上というのが国の基本指針ではありますが、実績がない為、1人とする。

成果目標の実績・達成状況

一般就労移行数者数	令和2年度（見込み）
	0人

平成30年度に、就労継続A型より、令和元年度に就労継続B型より、各々一般就労へ移行したので、令和2年末目標の1人を達成できました。

成果目標

② 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成28年度 就労移行支援事業利用者数	5人	平成28年度末時点において 就労移行支援事業を利用した者の数
令和2年度末 就労移行支援事業利用者数 目標値	6人	就労移行支援事業を利用する者の数 平成28年度末の利用者から2割以上増 加するという国の基本指針に基づき6人 とする。

成果目標の実績・達成状況

就労移行支援事業利用者数	令和2年度（見込み）
	2人

就労継続A型やB型の利用希望者が多く、就労移行支援の利用が少ないのが現状です。

本人の特性や状況、ニーズ等を踏まえ、計画相談支援員と連携し、今後も適正な就労移行支援の利用に繋がられるよう努めます。

2 第6期障がい福祉計画の成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	町の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行

目 標 値	
令和5年度末の施設入所者数	11人×1.6%≒1人を減で、10人以下とする
令和5年度末までの地域生活移行者数	11人×6%≒1人

目標実現に向けた取組

計画相談支援員とモニタリング等の機会を通して、本人や家族の意思確認や地域で生活する為の課題について、情報共有を図りながら、地域移行ができるよう努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回以上	1回以上	1回以上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	12人	12人	12人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回以上	1回以上	1回以上
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0	0	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0	0	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	0	0	1人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0	0	1人

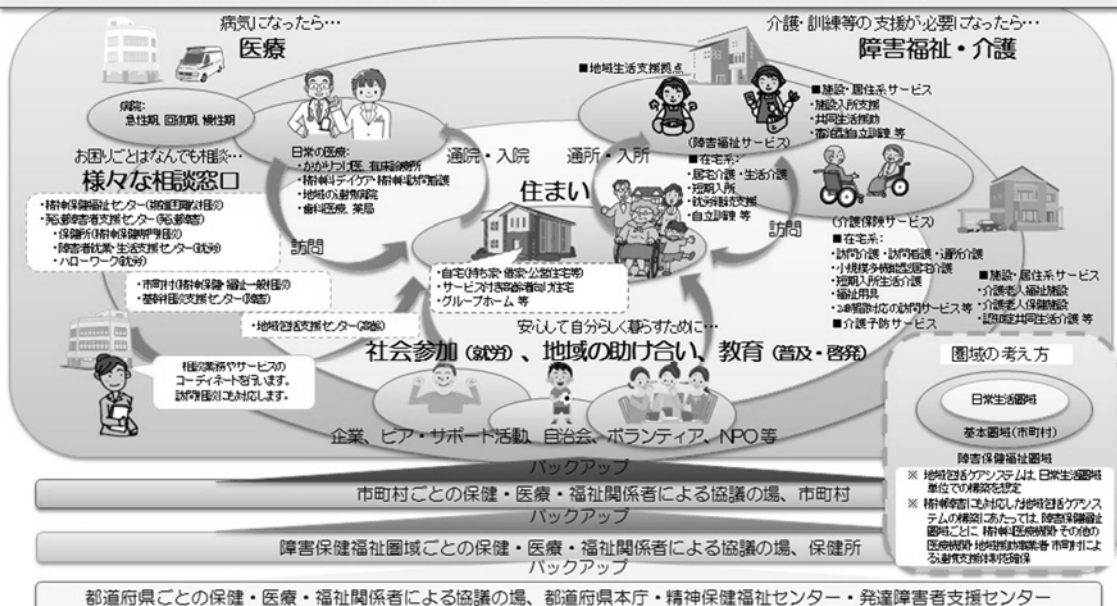
目標実現に向けた取組

西和7町障害者等支援協議会の構成員である保健、医療関係者の他、介護関係の関係者等を含め、協議の場を年1回以上開催します。

その機会を通して、精神科病院に入院する患者の地域移行や退院後の地域におけるサービス提供体制の確保について、協議を進めます。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



(3) 地域生活支援拠点等の整備

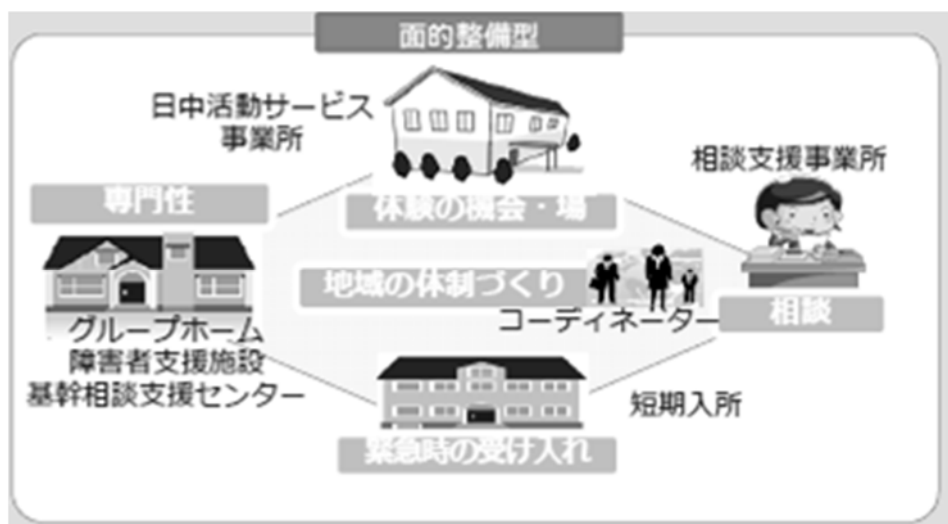
	国の基本指針	町の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。	令和5年度末までの間、西和7町圏域内に、地域生活支援拠点の面的整備を行いつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。

目標値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の面的整備数	1	1	1
検証及び検討の実施回数	4回以上	4回以上	4回以上

目標実現に向けた取組

平成30年に立ち上げたワーキングチーム（西和7町及び生活支援センターおはな、権利擁護支援センターななつぼし、生活支援センターぼるとベル）の活動を継続し、西和7町障害者等支援協議会の定例会を活用しながら運用状況の検証及び検討を行います。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	町の考え方
一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上	令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上	令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上	令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上	令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用する。	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用する。

目 標 値	
令和5年度までの一般就労移行者数	3人×1.27≒3人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	1人×1.30≒1人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援A型）	1人×1.26≒1人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援B型）	1人×1.23≒1人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	3人×70%≒2人

目標実現に向けた取組

本人の特性や状況、ニーズ等を踏まえ、計画相談支援員と連携し、今後も適正な就労移行支援の利用に繋がられるよう努めます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	町の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保。	西和7町及び委託相談支援事業所と連携しながら体制整備に努める。

目標値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保	西和7町圏域内において、実施体制を確保

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	0	1件以上	1件以上
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1	1件以上	1件以上
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件以上	2件以上	2件以上
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	0	1件以上	1件以上

目標実現に向けた取組

西和7町及び委託相談支援事業所と連携し、令和3年度に準備に着手し、令和4年度から運用できるよう、体制整備に努めます。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	町の考え方
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築。	西和7町及び委託相談支援事業所と連携しながら体制整備に努める。

目標値	
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	西和7町圏域内において、実施体制を確保

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加延人数	2人以上	2人以上	2人以上
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	4回以上	4回以上	4回以上

目標実現に向けた取組

奈良県及び西和7町と連携し、令和3年度に準備に着手、令和4年度から運用できるよう、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるような体制整備に努めます。



障がい福祉サービスの利用見込み

1 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者等が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	28	36	37	41	45	49
	時間	390	476	590	641	695	755
重度訪問介護	人	1	1	1	1	1	1
	時間	152	142	147	147	150	152
同行援護	人	4	4	5	5	5	5
	時間	94	112	80	90	102	116
行動援護	人	9	9	11	12	13	14
	時間	127	98	110	118	126	135
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	1
	時間	0	0	0	0	0	120

※令和2年度のみ3月末見込み

② 見込み量確保の方策

サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築とあわせて、障がい者・児等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
短期入所	介護者の病気などの理由により、宿泊を伴う短期間の介護が必要な人に対して支援を行います。 医療型は、遷延性意識障がい児・者、ALS等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する重症心身障がい児・者を対象としたショートステイです。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	63	62	58	56	53	51
	日	1,117	1,104	1,131	1,138	1,145	1,152
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	人	3	3	3	3	4	5
	日	8	37	48	59	72	89
就労移行支援	人	4	4	2	2	4	5
	日	59	22	16	16	24	30
就労継続支援 (A型)	人	12	15	14	15	17	19
	日	208	238	220	226	233	240
就労継続支援 (B型)	人	19	24	29	34	36	39
	日	208	255	345	408	450	487
就労定着支援	人	0	0	1	1	2	4
療養介護	人	3	3	3	4	4	4
福祉型短期入所	人	12	12	9	10	12	15
	日	12	24	32	40	54	67
医療型短期入所	人	1	1	1	0	0	1
	日	1	1	1	0	0	7

※各年度3月分まで（令和2年度のみ3月末見込みまで）の1月当たり平均

(3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	22	24	24	25	26	27
施設入所支援	人	14	11	12	11	11	10

※各年度3月分まで（令和2年度のみ3月末見込みまで）の1月当たり平均

② 見込み量確保の方策

障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	81	90	95	90	92	95
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	1

※各年度3月分まで（令和2年度のみ3月末見込みまで）の1月当たり平均

② 見込み量確保の方策

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

|| 2 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

(1) 相談支援事業

サービス	概要
障害者相談支援事業	障がい者・児や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等の援助を行い、障がい者・児が地域で自立した生活を営むことができるよう総合的、継続的に支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般相談支援事業	事業所数	3	3	3	3	3	3

※令和2年度のみ3月末見込み

② 見込み量確保の方策

障がい者の地域における相談支援の拠点としての役割を果たすとともに、障がい種別にかかわらず対応できるよう充実を図ります。

(2) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域住民等に障がい者に対する理解を深めることを目的とした研修や啓発を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者理解のための講演会	回数(回)	1	0	0	1	1	1
出前講座等の実施	回数(回)	1	1	0	1	1	1
広報・ホームページ等による啓発	件数(件)	3	2	0	3	3	3

※令和2年度のみ3月末見込み

② 見込み量確保の方策

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、障がい者への理解を深めるための講演会に代えて、啓発物品を配布しました。令和3年度以降は、同感染症の動向に注視しながら、啓発内容を検討します。

(3) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、当事者やその家族、地域住民等が自発的な取り組みを行う団体等に対して補助金等により支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者当事者会の立ち上げ支援	回数(回)	1	1	0	1	1	1

※令和2年度のみ3月末見込み

② 見込み量確保の方策

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、精神障がい者当事者会の立ち上げ支援が実施できませんでした。
- 令和3年度には、西和7町障害者等支援協議会にて実施している精神障がい者当事者会立ち上げ支援事業を継続し、令和5年度末までには、当事者会が立ち上がるよう支援に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者のうち、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見申立及び報酬に係る経費の一部、または全部を支援します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	0	0	1	2	2	2

※令和2年度のみ3月末見込み

② 見込み量確保の方策

成年後見制度の利用促進を図るため、周知の強化とあわせ、必要とする障がい者の把握とともに、関係機関の連携に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス	概要
成年後見制度法人後見支援事業	障がい者等に対する後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、住民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がい者等の権利擁護を図るため、法人後見を検討する団体等に対し支援を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	法人数	1	1	1	1	1	1

※令和2年度のみ3月末見込み

② 見込み量確保の方策

平成30年に開設された法人後見の事業所である権利擁護センターななつぼしとの連携を継続し、成年後見制度の利用の促進を図ります。

(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのための意思疎通を図ることに支障のある障がい者に対して手話通訳者・要約筆記者等を派遣し、円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	延利用者数(人)	99	83	34	40	45	50
手話通訳者設置事業	設置件数(件)	1	1	1	1	1	1
要約筆記者派遣事業	延利用者数(人)	12	9	5	12	15	15

※令和2年度のみ3月末見込み

② 見込み量確保の方策

○手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成講座の周知を強化し、人材確保に努めます。

○サービスの内容の周知を強化し、利用の促進に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
介護・訓練支援用具	特殊寝台等、身体介護の支援や訓練のための用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や歩行支援用具等、入浴、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器等、在宅療養を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、情報伝達や意思疎通を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具等、排泄管理を支援するための用具を給付します。
居宅生活動作補助用具	障がい者・児の居宅生活動作を円滑にするための用具で、その設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件	3	1	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	0	0	2	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	0	6	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	3	3	6	2	1	1
排泄管理支援用具	件	435	473	415	500	520	540
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	1	2	2	2	2

※令和2年度のみ3月末見込み

② 見込み量確保の方策

○障がいの状況や程度の変化等、障がいのある人のニーズに応じ、適切できめ細かな給付に努めます。

(8) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	1人で外出することが困難な障がい者・児に対して、外出の際の移動を支援することで地域での自立生活及び社会参加等を促進します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援	実利用者数(人)	39	49	41	45	49	53
	延利用時間(時間)	3,883	3,988	4,272	4,486	4,710	4,945

※令和2年度のみ3月末見込み

② 見込み量確保の方策

○社会参加や余暇活動を支援する観点から、利用の促進に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	<p>創作的活動、生産活動の機会や交流促進などを図るための日中活動の場を提供します。なお、センターには以下の3類型があります。</p> <p>I型：専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整、地域住民への障がいや障がい者に対する理解促進のための普及啓発等の事業を行います。</p> <p>II型：機能訓練、社会適応訓練等のサービスを提供します。</p> <p>III型：創作的活動又は生産活動を行い、地域生活支援の促進を図ります。</p>

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	事業所数	1	1	1	1	1	1
	事業所数	2	2	2	2	2	2
	実利用者数（人）	8	10	10	10	10	8

※令和2年度のみ3月末見込み

② 見込み量確保の方策

○利用者が少ないため、周知を強化し、利用促進に努めます。

(10) 日常生活支援事業

サービス	概要
日中一時支援	家族の就労支援及び一時的な休息を目的として、障がい者・児の日中活動の場の提供、見守りなどの支援を行います。
生活訓練事業	日常生活上、必要な訓練、指導を行います。
療育教室	障がい児及びその保護者に対する療育指導及び保護者間の交流を図ります。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実利用者数(人)	24	26	30	32	34	36
	延利用時間(時間)	1,395	1,386	1,128	1,203	1,278	1,354
生活訓練事業	実利用者数(人)	9	5	7	8	9	10
	開催回数(回)	6	5	6	6	6	6
療育教室	実利用者数(人)	23	23	20	20	20	20
	開催回数(回)	55	49	45	55	55	55

※令和2年度のみ3月末見込み

② 見込み量確保の方策

(日中一時支援)

○家族の休息の支援が図れるように、ショートステイと併せ、周知を強化し、利用の促進に努めます。

(生活訓練事業)

○事業の周知を強化し、利用の促進に努めるとともに事業内容の充実に努めます。

(療育教室)

○障がい児の増加に伴い、支援を要する家庭も増加していることから、支援を要する家庭が療育教室の参加につながるよう、引き続き、関係機関と連携します。

(11) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解ができ、手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	講座開催回数(回)	21	20	25	26	21	21
	奉仕員等登録数(人)	18	18	16	17	18	18

※令和2年度のみ3月末見込み

② 見込み量確保の方策

○手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成講座の周知を強化し、人材確保に努めます。

(12) 社会参加支援事業

サービス	概要
声の広報発行事業	CDに録音した町広報を文字による情報入手が困難な障がい者に配布します。
点訳奉仕員養成事業	点訳に必要な技術等を取得した点訳奉仕員の養成を行います。
朗読奉仕員養成事業	朗読に必要な技術等を取得した朗読奉仕員の養成を行います。
要約筆記奉仕員養成講座	要約筆記に必要な技術等を取得した要約筆記奉仕員の養成を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自身による自動車の運転が見込める又は運転が可能な身体障がい者に対し、運転免許証の交付や自動車改造に係る費用の一部を助成します。
生活協力員紹介事業	知的障がい児及び知的障がい者に対し、町内行事等の参加の付き添いや生活の見守りや話し相手になる生活協力員を派遣します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
声の広報発行事業	発行回数(回)	12	12	12	12	12	12
点訳奉仕員養成事業	開催回数(回)	0	6	0	6	0	6
	奉仕員登録者数(人)	13	10	9	9	9	8
朗読奉仕員養成事業	開催回数(回)	8	0	8	0	8	0
	奉仕員登録者数(人)	14	15	16	17	17	18
要約筆記奉仕員養成講座	開催回数(回)	4	4	4	4	0	4
	筆記者登録者数(人)	5	8	8	9	9	9
自動車運転免許取得・改造助成事業	助成件数(件)	0	0	0	0	0	1
生活協力員紹介事業	派遣件数(件)	34	8	20	25	30	35
	協力員登録者数(人)	39	43	40	40	43	45

※令和2年度のみ3月末見込み

② 見込み量確保の方策

(声の広報発行事業)

○利用者が少ないため、周知を強化し、利用促進に努めます。

(点訳奉仕員養成事業)

○点訳奉仕員の養成講座の周知を強化し、人材確保に努めます。

(朗読奉仕員養成事業)

○朗読奉仕員の養成講座の周知を強化し、人材確保に努めます。

(要約筆記奉仕員養成講座)

○要約筆記奉仕員の養成講座の周知を強化し、人材確保に努めます。

(自動車運転免許取得・改造助成事業)

○社会参加を促進する観点より、周知を強化し、利用促進に努めます。

(生活協力員紹介事業)

○生活協力員の養成講座の周知を強化し、人材確保に努めます。

○サービスの内容の周知を強化し、利用の促進に努めます。

第4部

第2期平群町障がい児福祉計画



第 1 章

成果目標

1 第 1 期障がい児福祉計画の成果目標の達成状況

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

成果目標

障がい児の健やかな育成のための発達支援を行うため、障がい児及びその家族に対し、身近な地域で支援できるように、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や障がい児の医療的ニーズへの対応について、令和 2 年度末を設置とする目標を掲げました。

項目	目標
児童発達支援センターの設置	国の指針に基づき、令和 2 年度末までに、1 か所設置する。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	国の指針に基づき、令和 2 年度末までに、1 か所設置する。
医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	国の指針に基づき、平成 30 年度末までに、1 か所設置する。

成果目標の実績・達成状況

目標	目標値	実績値
児童発達支援センターの設置数	西和 7 町管内に 1 か所	未設置
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	西和 7 町管内に 1 か所	未設置
療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1 か所設置	平成 30 年度に設置

児童発達支援センターの設置については、令和元年度にワーキングチームを立ち上げ、西和 7 町圏域での設置を見据えて、県や関係機関と協働し協議を進めましたが、設置には至っていません。引き続き、設置に向け、協議を進めます。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置については、西和 7 町圏域での設置に向けて、同圏域内の事業所へのアンケートや県内の児童発達支援センターへの視察を実施し、設置に向けた検討を行いました。設置には至っていません。引き続き、設置に向け、協議を進めます。

2 第2期障がい児福祉計画の成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	町の考え方
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する	令和5年度末までに、児童発達支援センターを西和7町圏域に1か所以上設置
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する	令和5年度末までに、西和7町圏域内に、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する	令和5年度末までに、西和7町に少なくとも1か所以上確保
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する	令和5年度末までに、西和7町に少なくとも1か所以上確保
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける	平成30年度に設置した医療的ケア児等支援者連携推進協議会の充実、強化
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する	令和5年度末までに、医療的ケア児等支援者連携推進協議会に、コーディネーターを配置

目 標 値	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	1か所以上
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1か所
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

	概要
ペアレントトレーニング	子どもや保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的としたプログラム
ペアレントプログラム	保護者の子どもへの関わり方や心理的ストレスの改善などを学ぶ家族支援のプログラム
ペアレントメンター	発達障がいの子どもの育てた保護者で、その育児経験をいかし、同じ親の立場から子育てで悩む保護者に支援を行う人
ピアサポート	同じ悩みや状況にある仲間同士でお互いがお互いを支え、支えあうこと

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1	2	3
ペアレントメンターの人数	1	2	3
ピアサポートの活動への参加人数	1	2	3

目標実現に向けた取組

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、西和7町や関係機関と連携し、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の周知を図ります。



第 2 章 利用状況と利用見込み

1 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	10	19	22	26	30	34
	日	39	96	144	156	195	221
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	1
	日	0	0	0	0	0	10
放課後等デイサービス	人	34	46	56	62	68	74
	日	319	401	521	566	621	676
保育所等訪問支援	人	0	2	2	2	3	3
	利用回数	0	2	2	2	3	3
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	1
	利用回数	0	0	0	0	0	1
障害児相談支援	人	14	35	45	45	50	55
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	1	1	1

※各年度3月分まで（令和2年度のみ3月末見込み）の1月当たり平均

② 見込み量確保の方策

(児童発達支援・医療型児童発達支援)

○関係機関との連携を強化し、利用の促進を図ります。

(放課後等デイサービス)

○生活協力員紹介事業モニタリングや更新時の保護者からの聞き取り等を通して、障がい児の療育が適正に行われているかの確認に努めます。

(保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援)

○事業の周知を強化し、利用の促進を図ります。

第5部

計画推進のために



計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画の推進については、関係分野が協力して取り組むことが必要となることから、連携・調整を図りながら分野横断的に、一体となって総合的かつ計画的に各種施策を推進します。

(2) 関係機関との連携

西和7町障害者等支援協議会を通じて、関係機関と相互に連携を図りながら、事業の推進、調整を行い、障がい者の支援に関わる様々な施策を計画的かつ総合的に推進します。

(3) 住民参加

障がいや障がい者に対する住民の理解を深め、地域ぐるみでの取り組みを支援し、基本理念である「地域の力で支え合う安心と笑顔のまち へぐり」を推進します。

2 進捗管理

(1) 実施体制

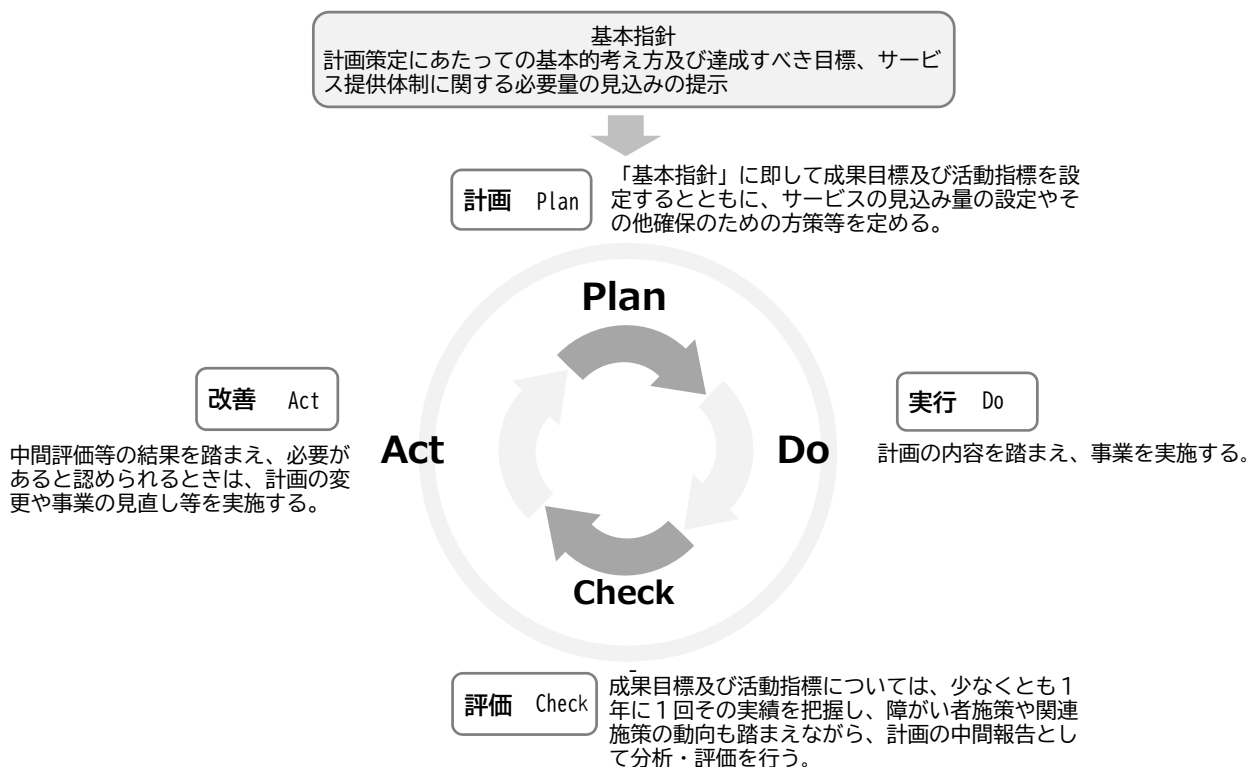
障がいのある人を取り巻く社会環境等の変化と障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、関係団体や関係機関で構成する平群町障害施策推進協議会において、進捗管理を行います。

(2) 実施方法

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することとその他の必要な措置を講じることとされています。PDCAサイクルを活用し、計画立案（Plan）、実行（Do）、推進状況の把握・分析評価（Check）、取り組みの改善（Act）による進捗管理を行います。

(3) 実施時期

第4次障がい者計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の進捗管理は、少なくとも1年に1回は行います。また、障がい者計画は、3年目である令和5年度に進捗管理とあわせ、中間評価を行います。



資料編

1 平群町障害福祉施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 平群町における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、必要な事項に関し、調査協議を行う為、平群町障害福祉施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、調査協議するものとする。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による平群町障害者計画策定及び進捗管理に関する事。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による平群町障害福祉計画策定及び進捗管理に関する事。
- (3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成22年法律第79号）第4条第1項の規定による障害者虐待の予防及び早期発見、その他必要な施策に関する事。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定による障害を理由とする差別を解消するための取組みに関する事。
- (5) その他、障害福祉施策に関する事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害者施策に識見を有する者
- (2) 住民代表
- (3) 障害者関係団体の代表
- (4) 医療関係者
- (5) 関係行政機関職員
- (6) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

- (1) 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- (2) 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会長は必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門の事項を処理させるために必要がある場合には、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、必要がある場合に当該専門の事項に限りこれを召集する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉こども課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日要綱第6号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日要綱第10号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

|| 2 平群町障害福祉施策推進協議会委員名簿

順不同敬称略

分野	所属	役職	氏名
学識経験者	大阪市立大学大学院	准教授	野村 恭代
住民代表	平群町身体障害者福祉会	会長	岩岡 清次
住民代表	平群町手をつなぐ育成会	会長	日浦 和世
住民代表	平群町聴覚障害者協会	会長	村岡 はるひ
住民代表	西和家族会	会長	西村 恭子
障がい者関係団体	平群町社会福祉協議会	事務局長	西林 均
障がい者関係団体	平群町民生児童委員協議会	会長	神矢 和義
障がい者関係団体	大空の家	副所長	米田 賢行
医療関係者	平群町医師会	会長	山口 通雅
関係行政機関職員	郡山保健所	精神保健福祉相談員	松岡 宏司
関係行政機関職員	平群町校園長会	会長	亀井 孝至
町長が必要と認めた者	平群町議会	文教厚生委員会委員長	山本 隆史

第4次平群町障がい者計画
第6期平群町障がい福祉計画
第2期平群町障がい児福祉計画

発行年月：令和3年3月

発行：平群町

〒636-8585

奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号

電話 0745 - 45 - 1001 F A X 0745 - 45 - 0100